

「二条城桜まつり2022」事業に係る仕様書

- 1 契約期間 契約の日から令和4年4月30日(土)まで
- 2 実施場所 元離宮二条城
- 3 実施期間 概ね令和4年3月18日(金)から令和4年4月17日(日)まで
※事業実施時間は、上記期間中の午前8時45分から午後5時までとする。
※期間の変更については、本市と協議のうえ決定すること。
- 4 事業経費 事業開催の経費として、委託料を支払う。令和3年度分は令和3年度事業の履行完了後、令和4年度分は令和4年度事業の履行完了後に支払う。
委託料上限額 4,000千円
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

5 委託業務

(1) 期間中のイベントの企画及び実施

- ア 全期間を通して開催するイベントを1つ以上提案すること。
- イ 京都の文化や二条城の歴史的価値を感じられるイベントを提案すること。
- ウ 京都市民の来城につながるイベントを提案すること。
- エ 集客力や話題性のあるイベント(例:飲食, ステージ企画)を提案すること。
- オ 上記の他, 独自企画事業についても提案すること。

(2) 広報業務

ア 制作する広報物

- (ア) 別紙2に記載する広報物を令和4年2月上旬までに制作(印刷, 配送, その他費用負担を含む。)し, 配布に当たっては, 別途提供する本市指定先約500箇所へ配布すること。
- (イ) 広報用印刷物については, 広告掲載により, 広告料を獲得し, 本事業の充実に資することを認める。なお, 広告の相手方, 内容は, 京都市広告掲載基準によること。

イ その他

- (ア) 桜まつり開催期間中に, 二条城内で開催されるイベントについて, 本市から提供する情報に基づき, 本事業と併せて広報を実施すること。
- (イ) 上記以外に, SNSやマスメディア等を活用した独自の広報及び独自の配送先についても提案し, 実施すること。
- (ウ) 来城者に城内約50品種300本の桜の魅力及び京都の桜標本木が二条城にあることが伝わるような広報を実施すること。

6 その他、本市が必要と認める事項

- (1) 実施に当たっては、国宝を含む文化財建造物を多数有している二条城の特性を十分理解し、別添の注意事項及び「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画」の内容を踏まえて行うこと。また、アルコールの設置など感染症対策を講じること。
- (2) イベントは原則、二条城開城時間中（午前8時45分～午後5時）に実施することとし、日時、場所、イベント料金（有料の場合）等については本市との協議のうえ決定すること。
- (3) 実施に当たっては、閉城時間（午後5時）までに来城者が退場できるよう配慮すること。
- (4) イベントに必要な機材等は、受託者で準備・設置すること（物品調達を含む）。設置にあたっては、本市と事前に協議を重ね、文化的価値を損なわないよう厳重な養生を行い、文化庁の許可が得られる内容にするとともに、城内の営業店舗、工事、他イベントに配慮すること。
- (5) 有料イベントの実施に当たっては、事前に収支に係る内訳書等を本市に提出すること。
- (6) 各種イベント等の実施及び広報にあたっては、本市と協議すること。また、本市の指示に従うこと。
- (7) 各種イベントを実施するにあたり、万一の事故等に備え、イベント保険に加入すること。
- (8) 受託者は、本市と協議のうえ、イベント収入、協賛、寄付等により、収入確保を図り、本事業の内容を充実させること。
- (9) 受託者は、事業開催に当たり、本市の許可を得て、元離宮二条城が所有する備品を使用することができる。ただし、設営及び撤収等は、受託者が責任を持って行い、故意又は過失により備品を破損等した場合は、受託者が実費弁償すること。
- (10) 電気工事、会場設営、会場誘導等の業務については、元離宮二条城において、過去に同種の事業実績を有する者に依頼し、また、施工の1カ月前までに配線図、設営図面、搬出入計画を、施工の2週間前までに車輛入城計画、スタッフ配置図等を本市に提出し、承認を得ること。
- (11) 事業実施に係る法令（火災予防条例、食品衛生法等）に関する書類作成にかかる一切のことは、受託者が行い、その写しを提出すること。
- (12) 演出に係る音量等一般来城者に配慮すること。
- (13) 事業終了後、速やかに事業報告書、明細書等を作成し本市に提出すること。
- (14) 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは本市の決定に従うこと。
- (15) 城内の使用箇所等については、夜間事業の提案を優先することとし、別途協議の上決定する。

1 事業実施に関する基本姿勢

(1) 文化財の保存及び景観保全の重要性の認識

二条城は全域が史跡に指定されており、石垣、マツ、その他の樹木や施設等は史跡の構成要素となっている。また、外堀周辺は「世界遺産 二条城」の顔となる区域であり、かつ、周辺地域に接する景観上重要な区域である。このため、業務の実施に当たっては、各施設等の文化財的価値を念頭におき、その保存に関して細心の注意を払うとともに、本事業が「世界遺産 二条城」の景観保全に大きく影響することを念頭におきながら作業を行うこと。

(2) 来城者及び歩行者への配慮

二条城は多くの人々が訪れる京都を代表する文化観光施設である。また、外堀周辺は歩道と接しているため、多数の歩行者が通行する場所でもある。このため、施工等の作業に当たっては、来城者及び歩行者の安全確保のため必要な措置を講じるとともに、常に観覧、各施設の利用、通行の妨げにならないよう配慮しながら行うこと。必要な場合は交通誘導員を配置すること。

(3) 作業姿勢等

作業している姿も二条城の美しい景観を構成する要素であることを理解し、現場の養生・清掃はもとより、作業中の言葉づかい、休憩中の道具の管理など、スタッフ一人ひとりが、来城者目線できめ細やかな配慮を怠らず、取り組むこと。

2 入退城

(1) 城内での作業時間は午前8時30分から午後5時までとする。時間外に業務を行う場合は、事前に業務内容・予定時間・人員を本市に届け出ること。業務が観覧等に支障を来す場合には、本市と事前に協議のうえ、時間外に行うこと。ただし、時間外の作業は原則、午前7時30分から午後10時までとする。

(2) 入退城の際は、スタッフ証を提示し、警備員又は職員の検札を受けること。なお、業務に関係のない同伴者の入城は認めない。

(3) 車両で入城する場合は、時間帯により、以下の門において警備員又は職員の検察を受け、車両入城証を受取り入城すること。また、退城時には車両入城証を返却すること。

(入退城門、時間帯)

・東大手門：午前7時30分から午前8時30分まで

・北大手門：午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 作業等の都合により、上記時間以外に車両が入退城する必要がある場合は、事前に本市と協議すること。

(5) 車両が城内を走行する場合は、時速5キロ以下とすること。

(6) 二条城周辺での路上駐停車等は厳禁とする。

3 進行管理

- (1) 事業者は本市との連絡を密にし、委託業務の進捗を図ること。また、本市の指示に従い作業を行うこと。
- (2) 作業中は、やむを得ない場合を除き、現場責任者が必ず現場に立ち合うこと。
- (3) 作業に必要な道具、機材等は、事業者で準備すること。また、作業の実施に必要な諸手続や関係者協議等については、原則として事業者が行うこと。
- (4) 事業者は、公序良俗に反することがないように十分な注意をもって業務を実施すること。
- (5) 軽微な作業の変更を行う場合は、本市とその都度協議を行い実施すること。
- (6) 事業者は、本市の求めに応じ、業務の進捗状況をその都度報告すること。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に明記がなく、本業務遂行に必要な事項が生じた場合は、本市と協議のうえ対応すること。

4 安全管理

- (1) 事業者は、常に安全に留意して現場の管理に努めること。
- (2) 災害防止その他管理上必要な緊急措置については本市と協議して、適切な措置を講じること。
- (3) 二条城は、市内有数の観光施設であるため、観光客に対する安全対策を十分に講じること。観覧通路で作業する場合には、景観及び安全に配慮したバリケード等を必ず設置すること。
- (4) 作業中に来城者や歩行者等とのトラブルがないよう十分注意して作業すること。必要な場合は、交通誘導員を配置すること。万一トラブルがあった場合には対処すること。
- (5) 作業中は文化財及びその他施設に損傷を与えないよう注意すること。万一文化財やその他施設を損傷した場合は、速やかに本市に報告し、その指示のもと処理し復元すること。事業者の故意又は過失により生じた損害は、全て事業者の処理及び負担とする。
- (6) 原則、火気の使用は禁止とする。
- (7) 事業者は、労働安全衛生規則等の関係法令を熟知し、業務における労働災害防止に努めなければならない。

5 その他諸注意

- (1) 作業に当たっては、適切に現場の養生を行うこと。また、作業後は、作業場所周辺の掃除、片付けを行うこと。
- (2) 車両は予め指定した場所に駐車し、美観を損なうことのないようにすること。
- (3) 車両が城内の各門をくぐる場合は、誘導員を配置する等、文化財を損傷しないよう特に注意すること。なお、二の丸御殿入口前の広場は、原則として車両の進入禁止とする。
- (4) 人止め柵などの締切箇所の通行の際は、必ず後締りすること。また、人止め柵やロープはまたがないこと。通行止の通路を避けること。
- (5) 作業関係以外の建物及び施設内には許可なく立ち入らないこと。
- (6) 休憩時間中に喫煙する場合は指定の場所で喫煙すること。
- (7) 城内の施設や道具等は、本市の許可なくして使用しないこと。